

第13号様式(第6条関係)

1 収入簿

項 目	摘 要	金 額	年月日	備 考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何 々 2 何 々 ⋮ 合 計			
2の1 寄附(政党匿名寄附を除く。)				
(1) 個人からの寄附	1 何 々 2 何 々 ⋮ 小 計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何 々 2 何 々 ⋮ 小 計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何 々 2 何 々 ⋮ 小 計 合 計			
(寄附のうち寄附のあ つせんによるもの)				
(1) 個人によるもの	1 何 々 2 何 々 ⋮ 小 計			

(2) 法人その他の団体によるもの	1	何	々
	2	何	々
		⋮	
		小	計
(3) 政治団体によるもの	1	何	々
	2	何	々
		⋮	
		小	計
		(合	計)
2の2 政党匿名寄附			
	1	何	々
	2	何	々
		⋮	
		合	計
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
(1) 機関紙誌の発行事業			
	1	何	々
	2	何	々
		⋮	
		小	計
(2) 政治資金パーティー開催事業			
	1	何	々
	2	何	々
		⋮	
		小	計
(政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳)			
	(1)	何	々

ア 個人からの対価の 支払	①	何	々			
	②	何	々			
	⋮					
イ 法人その他の団体 からの対価の支払	①	何	々			
	②	何	々			
	⋮					
ウ 政治団体からの対 価の支払	①	何	々			
	②	何	々			
	⋮					
		計				
(政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんによるものの内訳)						
ア 個人によるもの	①	何	々			
	②	何	々			
	⋮					
イ 法人その他の団体 によるもの	①	何	々			
	②	何	々			
	⋮					
ウ 政治団体によるもの	①	何	々			
	②	何	々			
	⋮					

	(内訳の計)			
	(2) 何 々			
	⋮			
	(内訳の計)			
(3) その他の事業	1 何 々			
	2 何 々			
	⋮			
	小 計			
	合 計			
4 借入金	1 何 々			
	2 何 々			
	⋮			
	合 計			
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1 何 々			
	2 何 々			
	⋮			
	合 計			
6 その他の収入	1 何 々			
	2 何 々			
	⋮			
	合 計			
収 入 の 総 額				

2 支出簿

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名	備 考
項 目	摘 要				
1 経常経費					
(1) 人件費	1 何 々				
	2 何 々				
	⋮				
	合 計				
(2) 光熱水費	1 何 々				
	2 何 々				
	⋮				
	合 計				
(3) 備品・消耗品費	1 何 々				
	2 何 々				
	⋮				
	合 計				
(4) 事務所費	1 何 々				
	2 何 々				
	⋮				
	合 計				
	合 総 計				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	1 何 々				
	2 何 々				
	⋮				
	合 計				
(2) 選挙関係費	1 何 々				
	2 何 々				
	⋮				
	合 計				

(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 ア 機関紙誌の発行事業費	1	何	々				
	2	何	々				
		⋮					
		小	計				
イ 宣伝事業費	1	何	々				
	2	何	々				
		⋮					
		小	計				
ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	何	々				
	2	何	々				
		⋮					
		小	計				
エ その他の事業費	1	何	々				
	2	何	々				
		⋮					
		小	計				
		合	計				
(4) 調査研究費	1	何	々				
	2	何	々				
		⋮					
		合	計				
(5) 寄附・交付金	1	何	々				
	2	何	々				
		⋮					
		合	計				

(6) その他の経費	1	何	々					
	2	何	々					
		⋮						
		合	計					
		総	計					
支 出 の 総 額								

3 運用簿

運 用 の 目 的		預入れ等に 係る事項		払戻し等に係る事項				備考
項 目	摘 要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等 に係る金 銭等の金 額(b)	収入金額 (a)－(b)	年月日	
1 預金又は貯金	1 何 々 2 何 々 ⋮							
2 国債証券等	1 何 々 2 何 々 ⋮							
3 金銭信託	1 何 々 2 何 々 ⋮							

(記載要領)

1 収入簿

- (1) 収入簿には、この様式に定める区分に従い、全ての収入を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。
- (2) 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の収受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積つた金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) 全ての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附(法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。)、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。
- (4) 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載すること。
- (5) 寄附(政党匿名寄附(寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。)を除く。以下(7)を除き、1において同じ。)については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下(6)において同じ。)、当該寄附の金額及び年月日を記載すること。また、寄附者が特例上場日本法人(法第22条の5第2項に規定する特例上場日本法人をいう。イ及び(8)において同じ。)であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨(寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。)を、併せて記載すること。なお、記載に当たっては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

ア 個人からの寄附にあつては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室(会社役員)」というように記載すること。なお、特定寄附(法第19条の4に規定する寄附をいう。)については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「**特**甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によつてする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

イ 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社(乙支店)」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲

野太郎)」というように記載すること。なお、特例上場日本法人からの寄附については、「備考」欄に「特例上場日本法人」というように記載すること。

ウ 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。なお、国会議員関係政治団体以外の政治団体(政党及び政治資金団体を除く。)にあつては、国会議員関係政治団体からの寄附については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」というように記載すること。

- (6) 寄附のうち、寄附のあつせんをされたものについては、寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載すること。
- (7) 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし、当該場所を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように記載すること。
- (8) 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、当該事業の内容を具体的に記載すること。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。

ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業(対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。)、当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日並びに当該対価の支払をした者が特例上場日本法人であるときはその旨を記載すること。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載すること。

(ア) 個人からの対価の支払にあつては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室(会社役員)」というように記載すること。

(イ) 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社(乙支店)」、「丙労働組合」というように記

載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。なお、特例上場日本法人からの対価の支払については、「備考」欄に「特例上場日本法人」というように記載すること。

(ウ) 政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党(東京都支部)」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。

イ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載すること。

(9) 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に「甲銀行(乙支店)」というように記載すること。

(10) 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。

(11) その他の収入については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし、その収入の基因となつた事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」、「乙発行債券譲渡益」、「金銭信託(丙信託銀行)運用益」というように記載すること。

(12) 収入簿は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

(13) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

2 支出簿

(1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、全ての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

(2) 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積つた金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。

(3) 全ての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、

組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。

- (4) 全ての支出は、支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」(団体にあつては、「乙製本株式会社(丙支店)」(当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には、「~~㊦~~甲党乙支部」))というように記載し、支出を受けた者の住所(団体にあつては、その主たる事務所の所在地)を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

- (5) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。

ア 人件費 政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

イ 光熱水費 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。

ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

エ 事務所費 事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

- (6) 政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。

ア 組織活動費 当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。

イ 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。

ウ 機関紙誌の発行その他の事業費

(ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。

(イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビ

の広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。

- (ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。
- (エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。
- エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
- オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。
- カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

(7) 支出簿は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

(8) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

3 運用簿

(1) 運用簿には、この様式に定める区分に従い、法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

(2) 運用とは、金銭等を法第8条の3各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいう。

(3) 預入れ等に係る事項とは、預金(普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。)又は貯金(普通貯金を除く。以下同じ。)の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等(国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。))又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。)の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託(元本補填の契約のあるものに限る。以下同じ。)に係る事項をいう。

(4) 払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいう。

(5) 収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいう。

(6) 預金又は貯金については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金(1年)」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行(乙支店)、

東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金(1年)」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

- (7) 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債(10年)」というように記載し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これを譲渡し、又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額、取得の価額、収入金額及び年月日又は償還を受けた価額、取得の価額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債(10年)」というように記載し、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (8) 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「合同運用指定金銭信託(2年)」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「合同運用指定金銭信託(2年)」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (9) 運用簿は、毎月12月31日(解散等の場合は、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (10) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。